

防災・減災及び災害時のボランティア活動に関する相互支援協定
(大学間相互支援協定)

(目的)

第1条 工学院大学(以下「甲」という。)と東北福祉大学(以下「乙」という。)とは、両大学生及び地域社会のボランティア活動の充実・発展に資するため、甲及び乙が行う事業等について、第2条に定める連携・協力関係を推進することとし、この「防災・減災及び災害時のボランティア活動に関する相互支援協定」を締結する。

(事業)

第2条 甲及び乙が連携・協力して行う事業は、次のとおりとする。

- (1) 防災・減災及びボランティア活動に関する情報、情報サイトの共有及び相互利用
- (2) 防災・減災及びボランティア活動を担う人材の育成及び活動支援
- (3) 防災・減災及びボランティア活動に関するイベントの開催、後援等の支援
- (4) 防災・減災及びボランティア活動に関する事業における講師派遣
- (5) 防災・減災及びボランティア活動に関する調査、研究、教材等の作成
- (6) 災害時におけるボランティア活動及びコーディネートの協力並びに支援
- (7) その他双方が必要と認める事業

2 甲及び乙は、職員や大学生の派遣及び受入に相互に協力するとともに、施設等の相互利用についても、可能な限り便宜を図るものとする。

(事業の実施)

第3条 前条第1項各号に掲げる事業を実施するときは、甲及び乙が協議の上、事業内容、実施方法等を定めるものとする。

(協議)

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第5条 この協定の有効期間は、2009年4月1日から2010年3月31日までとする。ただし、協定の有効期間満了の30日前までに、甲、乙いずれからも改正等の申し入れがないときには、さらに1年間更新するものとし、その後も同様とする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各1通を保有するものとする。

2009年3月9日

甲 工学院大学

乙 東北福祉大学

学長 **三浦 宏文**

学長 **萩野 浩基**